普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要

肥料の種類	焼成りん肥	混合汚泥複合肥料	熔成汚泥灰複合肥料
申請者	小野田化学工業（株）	トモエ化学工業（株）	三機工業（株）
施用方法	りん酸の供給及び土壌酸度の矯正を目的として施用。	窒素、りん酸、加里等の供給を目的として施用。	りん酸、加里等の供給を目的として施用。
特　徴	主成分としてアルカリ分を４０％以上含有していることが確認された肥料。	化成肥料と汚泥発酵肥料を混合し、造粒又は成形した肥料。	焼成汚泥肥料を熔融して金属類を除去した肥料。
成　分	既に公定規格の定めがあるものであり、新たに肥料の主成分として、アルカリ分を４０％以上含有していることが確認された。	主成分の含有量及びその効果は、既に公定規格の定めがある化成肥料と同等で、かつ、有害成分の含有量等は、既に公定規格の定めがある化成肥料及び汚泥発酵肥料と同等である。	主成分の含有量及びその効果は、既に公定規格の定めがある熔成りん肥、けい酸加里肥料と同等で、かつ、有害成分の含有量等は、既に公定規格の定めがある焼成汚泥肥料及び化成肥料と同等である。
公定規格の設定又は変更の案	別表１のとおり変更	別表２のとおり設定	別表３のとおり設定

【別表１】

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
焼成りん肥	く溶性りん酸　34.0 アルカリ分　40.0	く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015	212マイクロメートルの網ふるいを90%以上通過すること。

注：____追加

【別表２】

肥　料　の　種　類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に汚泥発酵肥料（し尿汚泥肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものに限る。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	一　窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量　10.0 二１　窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量　1.0 ２　アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素　1.0 ３　硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素　1.0 三１　りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量　1.0 ２　く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸　1.0 ３　可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸　1.0 ４　水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸　1.0 四１　加里全量を保証	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物　0.005 ひ素　0.002 亜硝酸　0.02 ビウレット性窒素　0.01 スルファミン酸　0.005 カドミウム　0.000075 ニッケル　0.005 クロム　0.05 チタン　0.02 水銀　0.00005 鉛　0.003	一　窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二　りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三　原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 五　汚泥発酵肥料は、乾物として20%以下を使用すること。

肥　料　の　種　類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
	するものにあつては 加里全量　1.0 ２　く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里　1.0 ３　水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里　1.0 五　可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸　10.0 六１　く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土　1.0 ２　水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土　1.0 七１　可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガン　0.10 ２　く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガン　0.10 ３　水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン　0.10 八１　く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素0.05 ２　水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素0.05		

【別表３】

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
熔成汚泥灰複合肥料（下水道の終末処理場から生ずる汚泥を焼成したものに肥料（汚泥肥料等を除く。）又は肥料原料（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を配合し、熔融して金属類を除去したものをいう。）	一　く溶性りん酸 12.0 く溶性加里 1.0 二　く溶性りん酸及びく溶性加里のほかアルカリ分、可溶性けい酸又はく溶性苦土を保証するものにあっては、一に掲げるもののほか アルカリ分については 40.0 可溶性けい酸については 10.0 く溶性苦土については 12.0	りん酸及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 水銀 0.00005 鉛 0.003	一　２ミリメートルの網ふるいを全通すること。 二　植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

肥料取締法（昭和２５年法律第１２７号）の概要

（ｱﾝﾀﾞｰﾗｲﾝ：平成１５年改正により追加）

１　法の目的：肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること

２　肥料の区分と登録等

（１）特殊肥料（農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥、その他の肥料）
　：生産、輸入する前に都道府県知事にその旨を届出

（２）普通肥料（特殊肥料以外の肥料）

- 登録肥料（公定規格が定められているもの。有害成分を含むおそれのある汚泥肥料等を含む。）
  ：生産、輸入する前に農林水産大臣又は都道府県知事に登録
- 仮登録肥料（公定規格が定められていないもの。）
  ：生産、輸入する前に農林水産大臣に仮登録
- 指定配合肥料（専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料）
  ：生産、輸入する前に農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届出

※特定普通肥料（含有している物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料）
　：生産、輸入する前に農林水産大臣に登録又は仮登録

３　普通肥料の登録

（１）登録の調査：公定規格との適合性、名称の妥当性、植害の有無、適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ）　等

（２）普通肥料の公定規格：含有すべき主成分の最小量、含有が許される有害成分の最大量等（汚泥肥料等については、含有が許される有害成分の最大量等）

（３）登録の有効期間（公定規格数：143種類）
　３年又は６年

４　普通肥料の仮登録

（１）仮登録の調査
　公定規格のある類似肥料との同等性、名称の妥当性等

（２）公定規格の設定
　肥効試験の結果、栽培試験の成績が真実であると認めたときは、公定規格を設定

（３）仮登録の有効期間：１年

５　保証票の添付：譲渡する普通肥料には保証票の添付を義務付け

（記載事項）肥料の種類
　肥料の名称
　保証成分量（汚泥肥料等については、主要な成分の含有量）
　生産業者の氏名、住所
　適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ）　等

6　特定普通肥料の施用基準

特定普通肥料の施用者は、農林水産大臣が定める施用基準に違反して施用してはならない。

7　特殊肥料の品質表示基準

（1）表示対象肥料

・たい肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）

・動物の排せつ物

（2）表示の基準

主要な成分の含有量、原料の表示の方法等

8　肥料の販売業者の届出：事業の開始後都道府県知事にその旨を届出

9　立入検査、行政処分

農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産事業場等に立入検査等を行わせることができる。

農林水産大臣は肥料の取締り上必要があると認めるときは、独立行政法人肥飼料検査所に、生産事業場等に立入検査等を行わせることができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、生産業者等がこの法令に違反したときは、譲渡制限、登録の取り消し等を行うことができる。

10　回収命令

農林水産大臣は、法律に違反して肥料を譲渡等した事業者に対して、肥料の回収等を命ずることができる。

11　厚生労働省及び環境省との連携の強化

農林水産大臣は、特定普通肥料を登録等する場合、施用基準を定める場合等は、厚生労働省及び環境省と協議し、又は意見を聞かなければならない。

○肥料の品質保全のしくみ

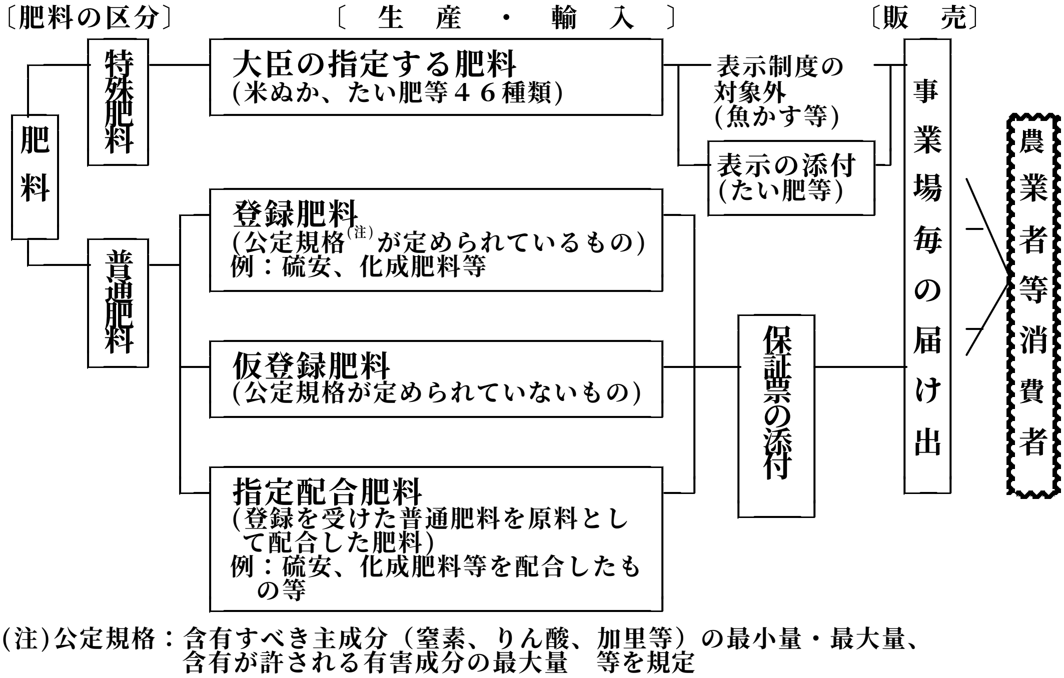

(注)公定規格：含有すべき主成分（窒素、りん酸、加里等）の最小量・最大量、
含有が許される有害成分の最大量　等を規定
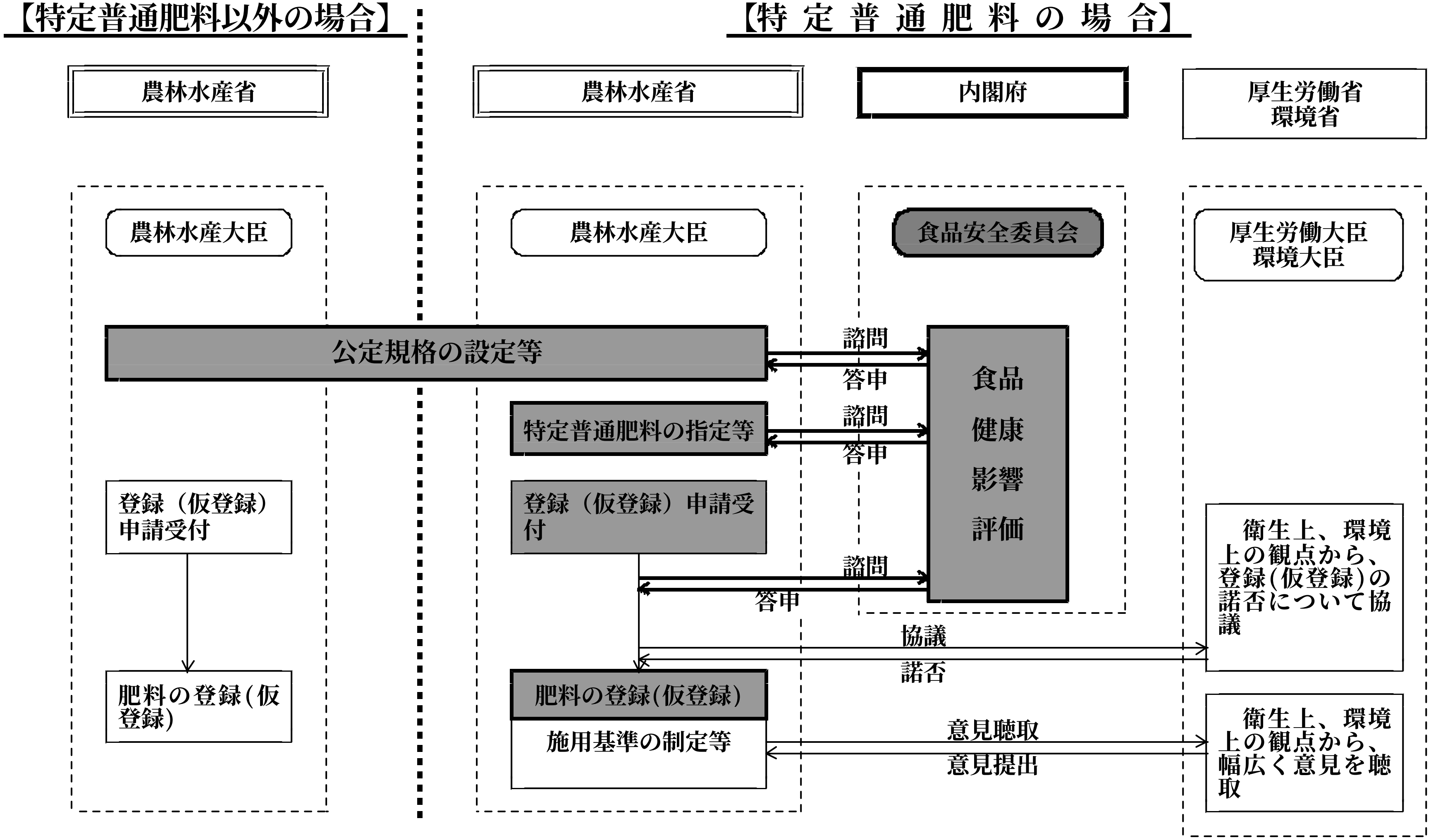
○　食品安全委員会への諮問について